

居宅介護支援重要事項説明書

指定居宅介護支援事業所
船橋あさひ苑ケアプランセンター

居宅介護支援 重要事項説明書

(令和6年4月1日現在)

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電 話 047-406-9777 (午前9時～午後6時まで)

担 当 吉田 文昭 ※ご不明な点は、何でもおたずね下さい。

2. 船橋あさひ苑ケアプランセンターの概要

(1) 居宅介護支援の指定事業所番号及びサービス提供地域

事業所名	船橋あさひ苑ケアプランセンター
所在地	千葉県船橋市旭町4-9-1
介護保険指定事業者番号	居宅介護支援 (千葉県 1270900291 号)
サービスを提供する地域	船橋市

(2) 事業所の勤務体制

	資格	常勤	非常勤	専任	兼任	計
管理者		1名			1名	1名
介護支援専門員	介護福祉士	2名		2名		2名

(3) 営業時間

平日	午前9時～午後6時
----	-----------

※ 緊急連絡電話 : 047-406-9777 (24時間対応可能)

※ 休業日 : 土曜、日曜、祭日、年末年始 (12月29日～1月3日)

3. 居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの流れと主な内容

- ① 市役所から「要介護認定・要支援認定等結果通知書」が郵送されましたら、同封の「指定居宅介護支援事業所一覧」から介護サービス計画を作成してもらい事業所を選びます。
- ② 当事業所を選ばれたお客様に対し、当事業所より契約内容を説明致しますので、納得の上、介護サービス計画の作成を依頼してください。
- ③ 市役所より郵送されている「居宅サービス計画作成依頼届出書」に当事業所の名称、所在地を記入し、介護保険課に提出します。
※ 当事業所にお持ちいただければ、提出を代行することもできます。
- ④ 介護保険被保険者証を当事業所に提示していただき、正式に「介護サービス計画」の作成を依頼してください。

- ⑤ 当事業所の介護支援専門員が、お客様やご家族の希望を伺いながら、各サービス事業所と連絡調整し、「介護サービス計画」を作成致します。
お客様やご家族は居宅サービス計画に位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求めることが可能であり、事業所に居宅サービス計画に位置付けた理由を求めることができます。
- ⑥ 「介護サービス計画」の内容についてご確認の上、同意していただきます。
- ⑦ 当事業所より、「介護サービス計画」に基づいた「サービス利用票」を作成し、お客様に提供します。
- ⑧ 「介護保険被保険者証」と「サービス利用票」をサービス事業所に提示することにより、サービスが受けられます。

4. 利用料金

(1) 種類

① 利用料

要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額支給されるので自己負担はありません。

※ 保険料の滞納等により、法定代理受領ができなくなった場合については、
[契約書別紙]の通りです。

② 交通費

前記2の(1)のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域の方は、介護支援専門員がおたずねするための交通費の実費が必要です。

③ 解約料

お客様はいつでも契約を解約することができ、一切料金はかかりません。

④ その他

- ・ 要介護認定申請代行費 無料
- ・ 記録の複写物 契約書別紙料金によります。

(2) 支払方法

料金が発生する場合、月ごとの精算とし、毎月10日までに前月分の請求をいたしますので、毎月20日までにお支払いください。お支払いいただきますと、領収書を発行致します。

お支払方法は、現金集金となります。

5. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、お電話でお申し込みください。当事業所職員がお伺い致します。契約を締結したのち、サービスの提供を開始します。

(2) サービスの終了

① お客様のご都合でサービスを終了する場合

文書でお申し出下さればいつでも解約できます。

- ② 当事業所の都合でサービスを終了する場合
人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知するとともに、地域の他の居宅介護支援事業者を紹介致します。
- ③ 自動終了
以下の場合、双方の通知がなくても自動的にサービスを終了致します。
・ お客様が介護保険施設に入居した場合
・ 介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護認定区分が、要支援、非該当（自立）と認定された場合
・ お客様がお亡くなりになった場合
- ④ その他
お客様やご家族などが当事業所や当事業所の介護支援専門員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

6. 当社の居宅介護支援の特徴

(1) 運営の方針

- ① 事業所の介護支援専門員は、要介護者等の心身の特徴を踏まえて、その有する能力に応じ介護サービス計画を作成し、生活全般にわたる援助を行う。
- ② 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(2) 居宅介護支援の実施概要等

居宅サービス計画作成にあたり、以下のアセスメント（課題分析）のいずれかを使用し、お客様の状況把握等をさせていただきます。

- ・ ケアマネジメント実践記録様式
- ・ 居宅サービス計画ガイドライン
- ・ MDS-HC
- ・ 包括的自立支援プログラム

7. サービス内容に関する苦情

① 当事業所お客様相談・苦情担当

当事業所の居宅介護支援に関するご相談、苦情及び居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談、苦情を承ります。

担 当 吉 田 文 昭 電 話 0 4 7 - 4 0 6 - 9 7 7 7

② その他

当事業所以外に、市町村の相談、苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

担 当 船 橋 市 役 所 指 導 監 査 課 電 話 0 4 7 - 4 3 6 - 2 4 2 4

8. 当事業所の概要

名称・法人種別	社会福祉法人 治生会	
代表者役職・氏名	理事長 仲村 宏	
所在地	千葉県船橋市旭町4-9-1	
電話番号	047-430-7781	
営業所数等		
特別養護老人ホーム	船橋あさひ苑（指定介護保険施設）	1ヶ所
船橋あさひ苑デイサービスセンター	（指定通所介護事業）	1ヶ所
船橋あさひ苑ショートステイ	（指定短期入所生活介護事業）	1ヶ所
船橋あさひ苑ケアプランセンター	（指定居宅介護支援事業）	1ヶ所
ケアハウス みどりの丘	（軽費老人ホーム）	1ヶ所

.....契約をする場合は以下の確認をすること.....

令和7年12月1日

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者

所在地 千葉県船橋市旭町4-9-1

名称 船橋あさひ苑ケアプランセンター 印

説明者 氏名 片岡 文秀 印

私は、契約書及び本書面により、事業者から居宅介護支援についての重要な事項の説明を受けました。

【利用者】

住所 船橋市藤原6-21-10

氏名 _____ 印

【代理人】

住所 _____

氏名 _____ 印

【身元引受人】

住所 船橋市藤原6-21-10

氏名 _____ 印